

総合目標 4：関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融（通貨・金融システム）危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

上記目標の概要	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。 財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスを取ることが重要であると考えます。 人口減少による国内市場の縮小や市場のグローバル化、デジタル化の進展といった環境変化に加え、コロナ禍の世界的拡大により、金融サービスや金融機関のあり方が大きく変容しつつあり、国内外で金融規制改革や金融技術革新の進展に対応した議論が行われてきているところです。 こうした中、財務省としては、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行います。 加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。 また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めつつ、C B D C（中央銀行デジタル通貨：用語集参照）を含め、通貨の在り方についても引き続き検討していきます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。 （上記目標を構成するテーマ） 総 4-1 金融システムの安定を確保する 総 4-2 通貨に対する信頼を維持する
-----------------------	---

総合目標 4 についての評価結果

総合目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。 また、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めました。引き続き、通貨に対する信頼の維持に向け取り組んでいく必要があります。 以上のとおり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、総合目標の評価を「A 相当程度進展あり」としました。
---------------------	---

政策 の 分 析	(必要性・有効性・効率性等) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。 金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理、ひいては金融システムの安定の確保に有効です。 また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。 通貨は、様々な経済取引の決済に使われ、経済活動の基盤をなすものであることから、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に取り組んでいく必要があります。 令和3年度は、通貨の流通状況等を把握した上で製造計画を策定し、必要に応じて所要の見直しを行うことで通貨を確実に供給しました。また、通貨の偽造・変造の防止のため、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、緊密な情報・意見の交換等によって国内関係機関との連携強化を図るなど、通貨に対する信頼の維持に資する重要な取組を行いました。		
テーマ	総 4－1：金融システムの安定を確保する		
測定指標（定性的な指標）	[主要]総4-1-B-1：金融システムの安定を確保するための取組		
	目 標	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融システムの安定の確保に万全を期していきます。 （目標の設定の根拠） 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁や農林水産省と連携して、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）、預金保険法（昭和46年法律第34号）及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）の改正を行いました。また、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。引き続き、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があることから、達成度は「□」としました。	□
テーマについての評価	a 相当程度進展あり		
評価の理由	金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融システムの安定の確保に努めました。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総４－１に係る参考情報

参考指標１：国内金融機関の自己資本比率

(単位：％)

	平成30年 3月期	31年 3月期	令和２年 3月期	３年 3月期	４年 3月期
主要行等	(国際統一基準行) 17.63 (国内基準行) 11.26	(国際統一基準行) 17.83 (国内基準行) 10.52	(国際統一基準行) 17.00 (国内基準行) 11.04	(国際統一基準行) 16.98 (国内基準行) 11.43	(国際統一基準行) 15.72 (国内基準行) 11.56
地域銀行	(国際統一基準行) 14.01 (国内基準行) 9.70	(国際統一基準行) 13.84 (国内基準行) 9.47	(国際統一基準行) 13.28 (国内基準行) 9.52	(国際統一基準行) 14.07 (国内基準行) 9.70	(国際統一基準行) 13.41 (国内基準行) 9.71

(出所)「主要行等の令和４年３月期決算の概要」(令和４年６月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220617-3/20220617-3.html>)

「地域銀行の令和４年３月期決算の概要」(令和４年６月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220603-2/20220603-2.html>)

(注１) 小数点第２位の数値は、四捨五入による。

(注２) 主要行等とは、みずほフィナンシャルグループ、三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友トラスト・ホールディングス、りそなホールディングス、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

(注３) 主要行等のうち国際統一基準行は、みずほフィナンシャルグループ、三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友トラスト・ホールディングスを指す。また、地域銀行のうち国際統一基準行は、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、八十二銀行、静岡銀行、滋賀銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、名古屋銀行及び北國銀行を指す。

参考指標２：国内金融機関の不良債権比率・残高

(単位：兆円、％)

		平成30年 3月期	31年 3月期	令和２年 3月期	３年 3月期	４年 3月期
主要行等	不良債権残高	2.2	2.0	2.1	2.6	3.4
	不良債権比率	0.7	0.6	0.6	0.8	0.9
地域銀行	不良債権残高	4.5	4.8	4.8	5.3	5.5
	不良債権比率	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8
全国銀行	不良債権残高	6.7	6.7	6.8	7.9	8.0 (注2)
	不良債権比率	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2 (注2)

(出所)「主要行等の令和４年３月期決算の概要」(令和４年６月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220617-3/20220617-3.html>)

「地域銀行の令和４年３月期決算の概要」(令和４年６月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220603-2/20220603-2.html>)

「令和３年９月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)」(令和４年２月金融庁)

(<https://www.fsa.go.jp/status/npl/20220228.html>)

(注１) 不良債権残高は金融再生法開示債権(用語集参照)残高、不良債権比率は金融再生法開示債権残高の対総与信比率。

(注２) 令和３年９月期の数値を記載。

(注３) 小数点第１位の数値は、四捨五入による。

(注４) 主要行等とは、みずほ銀行、三菱ＵＦＪ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行及びあおぞら銀行を指す。

テーマ	総 4 - 2 : 通貨に対する信頼を維持する		
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 総4-2-B-1: 通貨に対する信頼を維持するための取組		
	目 標	通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。 (目標の設定の根拠) 通貨を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和3年度においては、日本銀行と連携して日本銀行券及び貨幣について、市中における流通状況等を適切に把握し、所要の通貨を確実に供給できるよう製造計画を策定しました。また、流通状況等を勘案の上必要枚数を検証し、貨幣については、年度途中に製造計画を見直しました。 その上で、日本銀行券及び貨幣の製造計画を、独立行政法人国立印刷局（以下、「国立印刷局」といいます。）及び独立行政法人造幣局（以下、「造幣局」といいます。）に指示し、これを確実に製造させることで、通貨を円滑に供給しました。 また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報を収集するとともに、日本銀行や警察当局等の国内の関係機関については、情報や意見の交換等を密に行うことで連携強化を図りました。さらに、国立印刷局及び造幣局に対して偽造防止技術の開発状況等を報告させるとともに、偽造防止技術の練磨の観点から、偽造抵抗力の強い技術を採用した記念貨幣を発行するなど、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。 こうした取組の成果を反映し、通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、令和3年11月には、新しい五百円貨幣の発行を開始したほか、新しい日本銀行券（一万円、五千円、千円）を令和6年度上期を目途に発行することとしており、令和3年度はこのための準備を進めました。 このほか、通貨制度を所管する一環として、CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。 これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。 (注) 財務省ウェブサイト 「令和3年度日本銀行券製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/2021ginnkoukennkeikaku.html 「令和3年度貨幣製造計画」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku.html 「令和3年度貨幣製造計画<改定>」 https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/2021kaheikeikaku-kaitei-1.html	□

		上記実績のとおり、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。引き続き、通貨制度の適切な運用に取り組んでいく必要があるため、達成度は「□」としました。	
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	日本銀行と連携して把握した流通状況等を適切に反映した製造計画に基づいて、日本銀行券及び貨幣を国立印刷局及び造幣局に製造させることで、所要の通貨を円滑に供給しました。また、各国の通貨当局等から偽造通貨等に関する情報収集に努めるとともに、国内の関係機関との意見交換の実施による連携強化等により、通貨の偽造・変造を防止する環境の整備を進めました。こうした取組は引き続き行う必要があります。 以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (金融システムの安定を確保するための取組) 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めます。 (通貨に対する信頼を維持するための取組) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。		
財務省政策評価懇談会における意見		該当なし	
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定） 「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定） 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（令和2年12月21日閣議決定） 「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定） 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定） 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定） 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）		

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	我が国の金融情勢： 「主要行等の令和４年３月期決算の概要」（金融庁） 「地域銀行の令和４年３月期決算の概要」（金融庁） 「令和３年９月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」（金融庁） 一般会計予算書		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	（金融システムの安定の確保に向けた適切な制度の整備・運用） 金融庁等との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行うことにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に努めました。 （通貨に対する信頼を維持するための取組） 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように、製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度の適切な運用に万全を期しました。		
担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局国庫課	政策評価実施時期	令和４年６月